

発議第11号

平成 29 年 9 月 20 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

提出者 幕別町議会議員 小川 純文

賛成者 幕別町議会議員 谷口 和弥

核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書

平成29年7月7日、ニューヨークの国連会議において、122か国の賛成によって法的拘束力を持つ、核兵器禁止条約が採択されました。

この条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく明文上も違法なものとなりました。また、「ヒバクシャ」と核実験被害者の「容認しがたい苦痛と損害」を心に留め、核兵器廃絶を推進する「市民的良心の役割」の担い手として役割を明記しました。さらに条約は、開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器完全廃絶への枠組みを示したものになっています。

世界にはいまだに15,000発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっています。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けていますが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあります。条約が指摘するように「核無き世界の達成」こそが「国家的・集団的安全保障に資する最高の世界的公益」であることは言うまでもありません。

核兵器禁止条約は、核保有国とその同盟国に対して道義的、政治的に拘束するのみならず、度重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘となるでしょう。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号議決からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきです。

日本政府が一刻も早く、条約に調印することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 20 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣